

電気柵の適切な設置と維持管理

電気柵はシカやイノシシの侵入を防ぐのにたいへん有効です。しかし、維持管理が十分でないとその効果は発揮できません。そこで今回は、電気柵の適切な設置と維持管理について説明します。

◎電気柵は、心理柵

電気柵は、物理的に侵入を防ぐものだと思うられるかもしれませんが、実は違います。

シカやイノシシは、見慣れない物を見ると、これは安全なものか、食べられるものかを確認する為、探査行動として鼻先や口唇で触る習性があります。

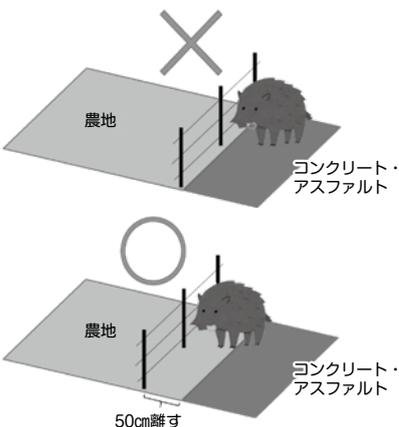
この習性を利用して電線に触った際に感電させることで、「痛〜」ことから先は危険だ」と学習させ、侵入を抑制するのが電気柵です。

◎地形に合わせた設置をしよう

●シカやイノシシは、柵を飛び越えるより、まずは隙間を見つけて潜りぬけようとします。

地面にくぼみがあったら、設置前になるべく均してください。くぼみ無くせない場合は、電線の段数を追加したり、支柱の本数を増やしたりして、隙間を塞ぐようにしましょう。

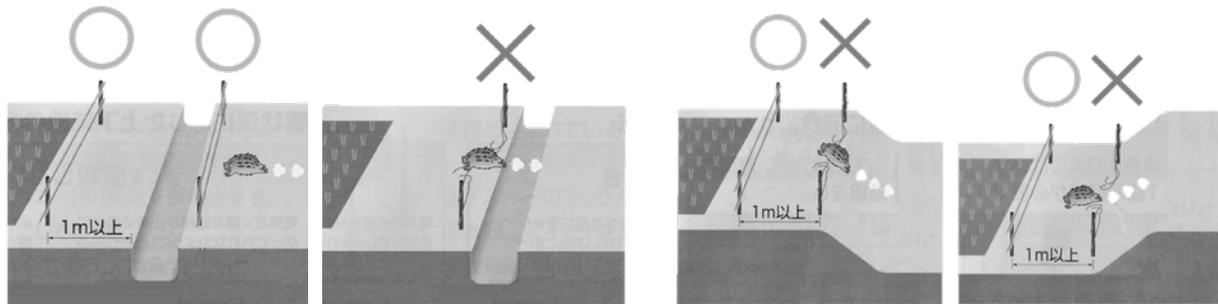
●コンクリートやアスファルトは電流の通過を妨げるので、50cm以上離して設置しましょう。



●シカやイノシシは斜面を上り下りするとき勢いがつき、その勢いで柵を突破してしまうことがあります。斜面の近くを避け、平らな場所に設置しましょう。

●U字溝などの溝も注意が必要です。溝を飛び越えた勢いで、電線が切れることもあります。

溝がある場合は離して設置するか、溝の手前に設置しましょう。



溝から離すか手前に設置する

飛び越える勢いで断線したり、すり抜けることも。

斜面を上り下りするときは、勢いがついてしまうことも...

◎維持管理を怠らない

電気柵は定期的な点検とメンテナンスを怠ると、十分な効果が得られません。

- 柵の電圧チェック
- 支柱のへらつきや破損、電線のたるみが無いかチェック
- アースやバッテリーのコードに破損が無いかチェック
- 地面に動物が侵入したり、侵入しようとした痕跡はないかチェック
- 柵の周りの定期的な草刈りの実施

◎通電しない電線は撤去する

稲刈り後も、電線を張ったまま通電していない電気柵を町内各所で見かけます。

通電していない電気柵に触れて、痛くない・怖くないということを学習すると、作付け後、いざ通電しても素通りするようになります。

作物が無い時期も電線を張ったままにするのであれば、24時間通電を継続し、通電しないのであれば撤去しましょう。

日野町有害鳥獣被害対策協議会では、野生

鳥獣の捕獲や被害防止の対策についての助言

や技術紹介、研修など「集落ぐるみ」の獣害対策を支援しています。

鳥獣被害でお困りの

際はお問い合わせください。



通電しないのなら、電線は撤去しましょう。



農地の賃借料情報

令和2年1月から12月までの間に締結（公告）された賃借料（10aあたり）の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入（収穫量）や経費（労力）は異なります。個々の賃借料は、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	4,029円	5,801円	1,100円	52件（14件）

- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※ 使用貸借（無償貸借）契約（153件）は除いています。
- ※ 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、米60kgあたり11,602円（1等米キヌヒカリ）に換算しています。
- ※ 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

（参考）使用貸借（無償貸借）契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	1,007円	5,801円	0円	204件（14件）

●農地の権利移動や転用は、許可申請が必要です

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づき許可申請が必要です。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め

（土・日・祝日の場合はその前日）

※受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります（期間厳守）。
例えば、

3月19日申請→4月総会審議案件

3月22日申請→5月総会審議案件

※添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受け、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。時間に余裕を持って準備をお願いします。

◆総会日程 毎月10日

（土・日・祝日の場合はその前日）

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

●農地の貸借について

農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による貸借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が農地利用の最適化に資するために進めています「利用権設定」があります。お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にお声かけください。

●農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。

（農地法第3条の3第1項）

相続等による農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局（農林課内） ☎0748-52-6563